

大間町教育大綱

はじめに

大間町は、津軽海峡の青い海と、美しいみどりの丘と、太陽に恵まれた本州最北端に位置し、豊かな自然の中で、先人の力と汗の偉業をたたえ、自然をいつくしみ郷土を愛し、自覚と責任をもって、文化的でたくましく、豊かで明るい、うるおいのある住みよい町にするために、地域・学校・家庭が一体となって推進していきます。

「大間町町民憲章」より

1 教育大綱策定の背景

平成27年4月1日に改正・施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」においては、同法第1条の3第1項の規定により、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針「国の第2期教育振興基本計画」を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、芸術及び文化振興に関する総合的な大綱を定めることとされました。

この大綱は、教育行政に関する民意をより一層反映させるために、同法第1条の4第2項に定める町長と教育委員会で構成する「総合教育会議」において協議、調整した上で策定するものです。

2 教育大綱の実施期間

この教育大綱は、平成28年度から平成32年度までの5年間を実施期間としております。ただし、今後の社会情勢等の変化を踏まえ、毎年、総合教育会議において協議、調整を行い、適宜施策等の見直しを行って参ります。

3 基本理念

大間町の未来を担う子どもたちの豊かな人間性や社会性をはぐくむとともに、個性を尊重し創造性を伸ばすことによって、一人ひとりの可能性を最大限に引き出し、変化の激しい社会をたくましく生きる力をはぐくみます。

また、将来にわたって、主体的に学び、文化・芸術やスポーツに親しむなど、誰もがうるおいや生きる喜びを実感でき、郷土に対する愛着と誇りの持てる人づくりを進めます。

4 基本方針

基本理念の実現に向け、教育行政を総合的に推進するための5つの基本方針を定めます。

基本方針1 生きる力をはぐくむ学校教育の充実

「生きる力」を育むという理念のもと、義務教育9年間を見通した小中学校の連携を推進することにより「確かな学力」「豊かな心」「健やかな身体」を育成するなど、「知育・徳育・体育」の調和のとれた教育環境づくりを推進します。

基本方針2 子どもの学びを支える教育環境の充実

子どもたちに質の高い学びの場を提供するため、家庭、地域及び関係機関との連携強化を図りながら、時代の要請に応える創意ある教育環境の整備充実に努めます。

基本方針3 社会教育の推進と生涯学習の振興

地域住民が心のふれあいを深め、生涯にわたって生きがいのある充実した生活をおくるとともに、豊かで住みよい地域社会の実現ができるよう、一人ひとりの学習と社会参加を実現する社会教育の推進に努めます。

基本方針4 スポーツの振興

地域住民一人ひとりが生涯にわたり、ライフスタイルや生活環境に応じたスポーツ・レクリエーションに親しみ、心身ともに、健康で活力のある生活を営むことができるよう生涯スポーツを推進するとともに、競技スポーツの振興に努めます。

基本方針5 個性豊かな文化活動の充実

芸術文化の振興と文化財保護のための諸条件の整備充実に図り、文化の担い手である地域住民の積極的な参加を推進することにより、個性豊かな文化活動の充実に努めます。